

【ポイント】

- 現在隔離地域に指定されている地域のうち、コロンボ県及びガンパハ県の一部を解除、その他の地域の隔離地域指定は継続。
- 西部州越境における無作為の抗原検査は、引き続き継続。
- 引き続きスリランカ当局が発表する最新情報の収集、定期的な手洗い・手指の消毒を行うとともに、外出時などにはマスクを着用し、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）を保つなどの感染症対策に努めてください。

【本文】

1

(1) スリランカ当局は、本21日午前5時より、以下の地域を隔離地域指定から解除しました。

ア：コロンボ県

- Wellampitiya 警察管区：Salamulla Grama Niladhari Division

- Wellawatte 警察管区（コロンボ6区）：Kokila Road

イ：ガンパハ県

- Wattala 警察管区：Naiduwa area in Kerawalapitiya Grama Niladhari Division

- Peliyagoda 警察管区：Gangabada Grama Niladhari Division（ただし Nelligahawatta and Pooranakotu Watta areas in Gangabada Grama Niladhari Division は除く）

- Kiribathgoda 警察管区：Wilegoda-North Grama Niladhari Division（ただし Sri Jayanthi Mawatha of Wilegoda-North Grama Niladhari Division は除く。）

※その他、詳細は以下のウェブサイトからご確認ください。

今次の通知：<https://www.dgi.gov.lk/news/press-releases-sri-lanka/2573-press-release-2020-12-20-isolation-lifting-continuing-and-newly-isolates-areas>

(2) 西部州以外でも引き続き、一部の地域で隔離地域指定が続いています。以下の高危険地域地図（ハイリスクエリアマップ）も参考の上、今後も当局が発表する最新情報の収集に努めてください。

○高危険地域地図（ハイリスクエリア：7日付保健省発表）

https://www.epid.gov.lk/web/images/pdf/Circulars/Corona_virus/moh_area_map_32.jpg

2 また、西部州から越境する者に対し、現時点では、以下4地点で無作為に抗原検査が実施されています。検査の結果、陽性反応が出た場合は、現場の医師の判断にもとづき、治療施設での隔離指示がされる場合があります。検査地点は、今後拡大する可能性が示されていますので、西部州にお住いの方に限らず、特に年末年始などに向け、移動を予定されている方は、移動の前にスリランカ当局が発表する最新情報を収集するなど、十分にご留意ください。

- ・ Salawa in Kosgama,

- ・ Danowita in Mirigama
- ・ Kochchikade in Negombo
- ・ Aluthgama on Galle Road.

3

(1) 当地の在留邦人の皆様及び当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては、引き続き、こまめな手洗い・手指の消毒、マスクの着用、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）の確保、自宅やオフィスでの定期的な換気など、正しい知識に基づいた感染症対策に努めてください。また、規則正しい生活や十分な睡眠をとるなど自己の健康管理に努めるとともに、自己のみならず、他人に感染させないような行動を心がけてください。

(2) なお、スリランカ政府は、検疫及び疾病防止条例にて、公共の場におけるフェイスマスクの着用やソーシャル・ディスタンスの確保等の新たな規則を追記する官報を発出しています。これら規則や規制に従わなかった場合には、罰金や懲役等の法的措置がとられる場合がありますので、十分に注意をしてください。

○条例の改正内容は、10月15日発表の官報をご参照ください。

http://www.documents.gov.lk/files/egz/2020/10/2197-25_E.pdf

【参考】官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

【当館新型コロナ関連リンク】

過去の当館からの領事メールや新型コロナウイルス感染症関連情報を確認する場合は、以下のウェブサイトからご利用いただけます。

https://www.lk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000915.html

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国・移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>